

# 平成29年第4回定例会

( 第4日 )

平成29年12月14日

平成29年第4回平川市議会定例会議事日程（第4号） 平成29年12月14日（木）

午前10時00分開議

- 第1 議案第123号 平川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第124号 平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第125号 平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第126号 平川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例及び平川市教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例案  
議案第127号 平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第128号 平川市税条例等の一部を改正する条例案  
議案第130号 平川市過疎地域自立促進計画の変更について  
議案第132号 平川市碓ヶ関育苗施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について  
議案第142号 平成29年度平川市一般会計補正予算（第4号）案  
議案第148号 平成29年度平川市簡易水道特別会計補正予算（第1号）案
- 第2 議案第131号 市道路線の認定について  
議案第137号 平川市津根川森牧野の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について  
議案第138号 平川市農家蔵の館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について  
議案第149号 平成29年度平川市水道事業会計補正予算（第2号）案  
議案第150号 平成29年度平川市下水道事業会計補正予算（第2号）案  
意見・要望第3号 道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率の嵩上げ措置の継続を求める意見書の採択について  
意見・要望第4号 西十和田トンネル建設促進に関する意見書の採択等について
- 第3 議案第129号 平川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び平川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案  
議案第133号 平川市尾上地域福祉センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について  
議案第134号 平川市碓ヶ関地域福祉センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について

- 議案第 135 号 平川市尾上保健センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 136 号 平川市平賀児童館及び平川市尾上児童館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 139 号 平川市平賀屋内温水プールの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 140 号 平川市平賀体育館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 141 号 平川市B & G尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート、尾上体育館及び尾上多目的広場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 143 号 平成 29 年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 議案第 144 号 平成 29 年度平川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 議案第 145 号 平成 29 年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案
- 議案第 146 号 平成 29 年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第 2 号）案
- 議案第 147 号 平成 28 年度平川市学校給食センター特別会計補正予算（第 2 号）案
- 第301 議員提出議案第 2 号 道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について
- 議員提出議案第 3 号 西十和田トンネル建設促進に関する意見書の提出について
- 第 4 議員提出議案第 1 号 「新本庁舎の規模」及び「新体育館事業の取扱い」に関する決議（案）の提出について
- 第 5 閉会中における議会運営委員会の継続調査について  
閉会中における常任委員会の継続調査について  
閉会中における議会広報特別委員会の継続調査について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	長尾 忠行	教育委員会事務局長	大湯 幸男
副市長	古川 洋文	会計管理者	鈴木 浩
総務部長	齋藤 久世志	農業委員会事務局長	佐藤 千代彦
企画財政部長	須藤 秀人	選挙管理委員会事務局長	小田桐 啓子
市民生活部長	白戸 照夫	平川診療所事務長	工藤 伸吾
健康福祉部長	小林 留美子	監査委員事務局長	石田 善久
経済部長	西谷 司	教育委員会委員長	内山 浩子
建設部長	木村 雅博	教育長	柴田 正人
水道部長	須藤 俊弘	農業委員会会長	柴田 博明
尾上総合支所長	長谷川 尚道	選挙管理委員会委員長	内山 久人
碓ヶ関総合支所長 兼碓ヶ関診療所事務長	工藤 久富	代表監査委員	古川 敏明

○出席事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	相馬 昌幸	主幹兼議事係長	長濱 貴弘
事務局次長補佐	清藤 哲彦	主事	石岡 奈々子

○議長  
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

日程第1、始めに、総務企画常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

総務企画常任委員会に付託した議案第123号から議案第128号、議案第130号、議案第132号、議案第142号及び議案第148号の合計10件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、登壇願います。

(総務企画常任委員会委員長登壇)

○総務企画常任委員会委員長  
(福士 稔議員)

総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月6日の本会議において付託された議案審査のため、12月8日、第1委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には木村祥司を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案6件、計画の変更1件、指定管理者の指定が1件、補正予算案2件、計10件でございました。なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その内容について御報告申し上げます。

まず、議案第123号平川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、改正の概要についての質問があり、総務部長より、非常勤職員の子が2歳に達する日まで育児休業の取得が可能になった旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第124号平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第125号平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第126号平川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する

条例及び平川市教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第127号平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、改正の概要についての質問があり、総務部長より、成績が特に良好と見られる者を除き、年齢が55歳を超える職員の昇給を抑制する内容の改正である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第128号平川市税条例等の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、改正の概要についての質問があり、企画財政部長より、平成31年10月1日の消費税率10%への引き上げに伴う税制改正によって、軽自動車税が環境性能割と種別割で構成されるようになる旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第130号平川市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、古懸コミュニティ浴場水中ポンプ交換事業に関して、ポンプの耐用年数についての質問があり、碓ヶ関総合支所長より、ポンプの耐用年数は温泉の源泉の泉質・成分により異なる旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第132号平川市碓ヶ関育苗施設の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

これに対し委員より、指定管理期間が1年間となっていることについての質問があり、碓ヶ関総合支所長より、現在の指定管理者の要望を考慮した結果であり、再来年度以降は地区内の別の事業者への指定管理を検討している旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第142号平成29年度平川市一般会計補正予算（第4号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、青森県未来を変える元気事業費についての質問があり、市長より、平川市移住交流促進事業において開催したイベントの様様についての答弁がありました。

また、委員より、総合運動施設費に係る設計等委託料についての質問があ

り、市長より、平賀体育館が修繕を要する状況であるため、長期的な財政運営状況を考慮し、防災拠点としての機能も兼ね備えた体育館を建設するためのものである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑の後、体育館の建設について、将来的に利用者及び納税者が減少していくことに伴い市民の将来的な実負担が増加することについての周知、及び体育館の必要性の説明がなされていないことから、本案に対しては賛成できない旨の反対討論を経て、当案件は挙手採決の結果、賛成者多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第148号平成29年度平川市簡易水道特別会計補正予算（第1号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が総務企画常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成29年12月14日、総務企画常任委員会委員長、福士 稔。

（総務企画常任委員会委員長降壇）

○議長

総務企画常任委員会委員長報告は終わりました。

会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

17番、齋藤律子議員。

○17番

（齋藤律子議員）

それでは、議案第142号平成29年度平川市一般会計補正予算について、委員長報告についてお尋ねをいたします。

委員長の報告では賛成者多数で可決をしたということですが、賛成意見がなく決まったようですが、委員長は、あとの委員の賛成する理由は何だと思いでしょうか。

○議長

委員長。

○総務企画常任委員会委員長

（福士 稔議員）

賛成意見も求めましたけれども、省略ですぐ採決と、そういう声がありましたので、委員会としてはそういう形で取り計らった次第でございます。以上です。

○議長

ほかにありませんか。

15番、工藤竹雄議員。

○15番

（工藤竹雄議員）

議案第142号でございます。委員長報告にはございませんので、私から1つお尋ねをします。ということは、こういう質疑があったのかということでございますので、おそらく「ない。」で終わると思いますけれども、3点ほどお願いしたいと思えます。

地域防災拠点施設としての体育施設の用途、防災拠点施設は主語で、目的外利用の疑念があるなどについての質疑がなかったのか。

もう1点は、陸上競技場について拡張部分、東側、西側それぞれ3.5メートルありました。この拡張の工事費用は幾らなのか。その質疑等なかったの

か。また、現状を削る、崩す、さらに擁壁、外周道路、フェンス等のいわゆる三重工事と言えばいいか二重工事、設置費は幾らなのか。要は、私は、一たん拡張したものをいまこの体育館等にかかわり削り、崩すと、そういうふうな凶面にはなっているかと思えます。無駄なお金を使っているのではないのかなど。そういう質疑はなかったのか。

もう1つは総合運動施設、これなど延べ面積一体と見なされ、消防法上の問題はないのか、さらなる設置基準に該当しないのかなどの質疑はなかったのかということについてお伺いします。

○議長  
○総務企画常任委員会委員長  
(福士 稔議員)

総務企画常任委員長。

お尋ねの件ですが、いま3点ほどおっしゃっていただきましたけれども、金額に対するそういう答弁はございませんでした。正直なところでは。

ただし、私としては、委員の方から、体育館であれ何であれ費用対効果の話に持っていかれそうな感じでしたので、やはり補正予算案を先に決すべきだと、そういうふうな考えでございます。いまお尋ねの件は、顛末書も私よく見てきましたけれども、後ほどでよろしいでしょうか。いまここでなければいけませんか。

○議長  
○15番  
(工藤竹雄議員)

15番、工藤竹雄議員。

私、質疑したのが、こういう意見などがあつたのかどうかと質疑をただしていますので、その顛末書の詳しいことは別にいりませんけれども、なければなかつたで結構でございます。私、言っていることは、一たん工事手をつけたものをまたそれを取り崩すと。二重も三重もお金、無駄な金を使っているから、そういう点が指摘されたのかというような委員の方々のそれが出ているのかというほうを尋ねていますので、あえてここで求めません。なければなないで結構でございますので。

○議長  
○総務企画常任委員会委員長  
(福士 稔議員)

総務企画常任委員長。

詳しい内容の金額の提示の話はございませんでした。以上でございます。

○議長  
○5番  
(山口金光議員)

ほかに御質疑ありませんか。

5番、山口議員。

いまの報告を伺いますと、つまり……。

(「議長、総務でしょう」と呼ぶ者あり)

○5番  
(山口金光議員)

はい、じゃあ取り消します。

○議長

(「総務で聞いたのさ、そういうまたやるっていう」と呼ぶ者あり)

はい、そうですね。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。



これより、討論を行います。

まず、議案第142号平成29年度平川市一般会計補正予算（第4号）案について、原案に反対の討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

17番、齋藤律子議員。

○17番  
(齋藤律子議員)

議案第142号平成29年度平川市一般会計補正予算（第4号）案に対し反対討論を行います。

10款教育費、5項保健体育費、2目総合運動施設費、13節の設計等委託料3,846万5,000円は、市当局によると、財政上有利な起債である緊急防災・減災対策事業債を活用するために修正設計をしようとするものです。

これまで、体育館の設計料は既に5,400万円を使っております。建設費用も当初の17億円台から23億円、そして、今回の修正設計では31億円の費用に高騰しております。

以上のことから、新体育館建設事業には一貫性がなく、新本庁舎が防災拠点とする位置付けをし進行してきたものを、新たに新体育館を防災拠点とする、こうしたことが行われています。このことには異議を唱え、今回この設計委託料には反対を唱える次第です。以上、討論といたします。

○議長

ほかに討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

総務企画常任委員会に付託した議案10件のうち、議案第142号について反対討論がありましたので、先に議案第142号について起立により採決いたします。

委員長報告は、原案可決です。

議案第142号を、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって議案第142号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま採決されました1件を除く9件について一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの9件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、建設経済常任委員会に付託した議案についてを議題といたします。

建設経済常任委員会に付託した議案第131号、議案第137号、議案第138号、

○建設経済常任委員会委員長  
(原田 淳議員)

議案第149号、議案第150号、意見・要望第3号及び意見・要望第4号の合計7件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。  
建設経済常任委員会委員長、登壇願います。

(建設経済常任委員会委員長登壇)

おはようございます。

建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月6日の本会議において付託された議案審査のため、12月8日、第2委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案説明のため、副市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には赤平 健を採用しました。

当委員会に付託された議案は、補正予算案2件、意見・要望2件、その他3件、計7件でございました。なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告いたします。

まず、議案第131号市道路線の認定についてを議題といたしました。

これに対し委員より、本線へ接続するところのカーブミラー等の設置予定についての質問があり、建設部長より、道路構造令に準じカーブミラー等が不要な形態で整備されるため設置されない旨の答弁がありました。

また、委員より、猿賀学校線の歩道の設置についての質問があり、建設部長より、県道から猿賀小学校に向かって左側に設置される旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第137号平川市津根川森牧野の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

これに対し委員より、管理組合の構成についての質問があり、経済部長より、構成員が2名の津根川森牧野管理組合である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第138号平川市農家蔵の館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

これに対し委員より、これまでの利用状況や実施した事業の内容等についての質問があり、経済部長より、講演会やガイドの養成講座、ファームステイの際の案内所などとして利用されている旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第149号平成29年度平川市水道事業会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、原水及び浄水費の増額の内容についての質問があり、

水道部長より、平成29年度末までに使用する水量が、当初水道企業団に申し込みをした水量を超えると予測されたことから増額する旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第150号平成29年度平川市下水道事業会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、意見・要望第3号道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率の嵩上げ措置の継続を求める意見書の採択についてを議題といたしました。

特に意見もなく、挙手により採決をしたところ、挙手多数で採択すべきものと決しました。

次に、意見・要望第4号西十和田トンネル建設促進に関する意見書の採択等についてを議題といたしました。

これに対し委員より、トンネル建設区間について質問があり、建設部長より、平川市温川から秋田県小坂町までの5.1キロ区間である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て採決したところ、挙手多数で採択すべきものと決しました。

以上が建設経済常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成29年12月14日、建設経済常任委員会委員長、原田 淳。

（建設経済常任委員会委員長降壇）

○議長

建設経済常任委員会委員長報告は終わりました。

建設経済常任委員会に付託した7件のうち、議案第131号、議案第137号、議案第138号、議案第149号、議案第150号の5件を一括議題とし、会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

これより、議案第131号、議案第137号、議案第138号、議案第149号、議案第150号の5件について一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)  
異議なしと認めます。  
よって、ただいまの5件は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、意見・要望第3号道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率の  
嵩上げ措置の継続を求める意見書の採択についてを議題とします。  
会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。  
御質疑ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)  
質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)  
討論を終わります。  
意見・要望第3号道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率の嵩上げ  
措置の継続を求める意見書の採択について採決します。  
委員長報告は、採択すべきです。  
この採決は起立により採決します。  
意見・要望第3号を、採択することに賛成の方は起立願います。  
(賛成者起立)
- 議長  
起立多数です。  
よって、意見・要望第3号は、採択と決定されました。  
次に、意見・要望第4号西十和田トンネル建設促進に関する意見書の採択  
等についてを議題とします。  
会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。  
御質疑ありませんか。
- 17番 (齋藤律子議員)  
17番、齋藤律子議員。  
意見・要望第4号西十和田トンネル建設促進に関する意見書の採択等につ  
いて、委員長にお尋ねをします。  
挙手多数でという報告でしたが、満場一致だったのでしょうか。お知らせ  
ください。
- 議長  
原田委員長。  
○建設経済常任委員  
会委員長  
(原田 淳議員)  
満場一致でした。
- 議長  
ほかに御質疑ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)  
質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)  
討論を終わります。  
意見・要望第4号西十和田トンネル建設促進に関する意見書の採択等につ

○議長

いて採決します。

委員長報告は、採択すべきです。

この採決は起立により採決します。

意見・要望第4号を、採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、意見・要望第4号は、採択と決定されました。

日程第3、教育民生常任委員会に付託した議案についてを議題といたします。

教育民生常任委員会に付託した議案第129号、議案第133号から議案第136号、議案第139号から議案第141号及び議案第143号から議案第147号までの合計13件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、登壇願います。

4番、長内議員。

(教育民生常任委員会委員長登壇)

○教育民生常任委員会委員長  
(長内秀樹議員)

おはようございます。

教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月6日の本会議において付託された議案審査のため、12月8日、第3委員会室において開催され、出席委員は6名でございました。

議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には内山聖子を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案1件、補正予算案5件、指定管理者の指定等7件、計13件でございました。なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第129号平川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び平川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第143号平成29年度平川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案を議題といたしました。

これに対し委員より、平成30年度から国民健康保険が県単位化された場合の職員数について質問があり、市民生活部長より、県と市の役割が分担され、県は財政運営の責任主体となり、市町村ごとに国保事業費納付金の額の決定や標準保険税率を提示することになる。一方、市はこれまでの事務のほか、県への国保事業費納付金等算定のための資料や情報を提供する事務があるの

で、事務量については現状と大きく変わらないと考えられることから、職員数の削減にはつながらない旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第144号平成29年度平川市介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、歳入の第1号被保険者保険料の現年度特別徴収保険料が減額補正となっている理由について質問があり、健康福祉部長より、87万3,000円の繰越金を歳入に充て、国、県、市の負担割合をもとに計算したところ、76万5,000円の減額となった旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第145号平成29年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第146号平成29年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第147号平成29年度平川市学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、歳出の需用費について460万円の補正が計上されている理由について質問があり、平賀学校給食センター所長より、燃料費の補正は尾上学校給食センターの厨房機械のA重油や平賀学校給食センターの洗浄室で使用される暖房用灯油の価格変動によるものであること、光熱水費の補正は両センターの電気料金の値上げによるものであること、修繕料は尾上学校給食センターの調理機械等の部品交換のための補正であるとの答弁がありました。

また、平賀学校給食センター増築改修工事の進捗状況や給食停止期間の対応策について質問があり、教育委員会事務局長より、同センターの増築部分は12月末完成予定であることや、11月に小・中学校の児童生徒にアンケートを実施し、その集計結果により弁当持参等の対応策について考える旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第133号平川市尾上地域福祉センターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてから議案第136号平川市平賀児童館及び平川市尾上児童館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について、並びに議案第139号平川市平賀屋内温水プールの指定管理者の指定及び指定

管理者の管理の期間についてから議案第141号平川市B&G尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート、尾上体育館及び尾上多目的広場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

これに対し、議案第133号の尾上地域福祉センターの利用状況及び議案第139号の平賀屋内温水プールの利用状況について質問があり、教育委員会事務局長より、平賀屋内温水プールの平成28年度利用実績は3万712人である旨の答弁が、健康福祉部長より、尾上地域福祉センターの平成28年度利用実績は個人利用が2万6,828人、団体利用が4,063人である旨の答弁がありました。

以上が教育民生常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成29年12月14日、教育民生常任委員会委員長、長内秀樹。

(教育民生常任委員会委員長降壇)

○議長

教育民生常任委員会委員長報告は終わりました。

会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

これより、教育民生常任委員会に付託した議案13件について一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの13件は、委員長報告のとおり可決されました。

追加提出議案配付のため、11時まで休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま配付しましたとおり、建設経済常任委員会委員長より、議員提出議案2件が提出されました。

お諮りいたします。

議員提出議案第2号道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について、議員提出議案第3号西十和田トンネル建設促進に関する意見書の提出について、この2件を、会議規則第21条の規定により、日程第3の次に日程第3の1として追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号及び第3号を日程第3の1として追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第3の1、議員提出議案第2号及び第3号を議題とします。

ただいまの2件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

この2件は、先ほど本会議において採択された意見・要望第3号及び第4号に関するものです。

提案者より、2件を一括して提案理由の説明を求めます。

建設経済常任委員会委員長、登壇願います。

(建設経済常任委員会委員長登壇)

○建設経済常任委員会委員長  
(原田 淳議員)

議員提出議案第2号道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について、その提案理由を申し上げます。

道路は、市民の日常生活や経済活動に欠かすことができない最も基本的な社会資本であり、多くの市民よりその整備に強い期待が寄せられています。

道路整備に当たっては、財源確保が最も重要であり、この財源に対する措置として補助率のかさ上げ措置がありますが、時限措置のため平成29年度で期限切れとなることから、国に道路予算の拡充と補助率のかさ上げ措置の継続を要望するため、意見書を提出したいと思います。

続いて、議員提出議案第3号西十和田トンネル建設促進に関する意見書の提出について、その提案理由を申し上げます。

国道102号線は、津軽と南部を結ぶ十和田湖経由の大動脈となっております。青森県平川市温川から秋田県小坂町滝ノ沢までの山岳区間5.1キロメートルは、毎年4か月余り冬期閉鎖を余儀なくされ、観光や物流にとってマイナスの要因ともなっており、トンネル整備は路線利用者の切実な願いとなっております。

以上のことから、青森県、秋田県両知事に、トンネル建設が早期に実現するよう強く要望するため、意見書を提出したいと思います。

議員の皆様の御賛同をお願い申し上げます。議員提出議案2件についての提案理由といたします。

平成29年12月14日、建設経済常任委員会委員長、原田 淳。よろしく願います。

(建設経済常任委員会委員長降壇)

○議長

提案理由の説明は終わりました。



これより、議員提出議案第2号道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について質疑を行います。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議員提出議案第2号道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号西十和田トンネル建設促進に関する意見書の提出について質疑を行います。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議員提出議案第3号西十和田トンネル建設促進に関する意見書の提出について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま2件の意見書が可決されましたが、会議規則第43条の規定により、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第4、議員提出議案の審議に入ります。

本日、齋藤英仁議員及び山口金光議員より提出されました議員提出議案第1号「新本庁舎の規模」及び「新体育館事業の取扱い」に関する決議(案)の提出については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略

○議長

し、直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は直ちに審議することに決定いたしました。

議員提出議案第1号「新本庁舎の規模」及び「新体育館事業の取扱い」に関する決議(案)の提出についてを議題とし、提案者より提案理由の説明を求めます。

20番、齋藤英仁議員、登壇願います。

(齋藤英仁議員登壇)

○20番

(齋藤英仁議員)

私のほうからはこれから、皆さんのお手元に配付されてある新本庁舎の規模及び新体育館事業の扱い、この決議案は皆様のお手元にありますので、私のほうからは、これから提案理由を申し述べます。

新本庁舎の規模について、本件は先の市長選挙で何ら争点・公約になっておらず、本議会は、分庁舎を廃止する、このことを承認・議決しておらず、市が提案する分庁舎2,200平米を廃止、分庁舎機能を移転して7,200平米規模の新本庁舎を建設するこの案は、そもそも行政上の根拠がない。

(1) 市の提案は、現在の本庁舎5,000平米、分庁舎2,200平米、尾上支所800平米の合計8,000平米を、分庁舎2,200平米を現本庁舎5,000平米に増・新築して、7,200平米の新本庁舎と800平米の支所の合計8,000平米を維持するものである。これでは、納税者人口は現在の半分になり行政改革が必至であろう将来において、行政改革が進むほどに新本庁舎の中に過大・無駄、総経費で15億円、これが発生することになるが、それでも新本庁舎すべての維持補修は、これはせざるを得ない。

維持補修費は建設費の半分として、この際、新世代に特例債を活用できないことから市税負担はむしろ増加し、納税者が半減することから一人当たりの市税負担は明らかに倍増する。この現状で15億円もの無駄な負担を新世代に負わせることはできない。

新本庁舎の誤りは、今後「縮む時代」に、いまがよしと現在の規模を建設することにある。「縮む時代」はいまあるものをうまく使い、後でよしでなければ、新世代を二重に苦しめることとなります。

(2) 一方、将来の総人口は旧平賀町並みの2万1,000人と予測されることから、将来にも必要不可欠な庁舎は、旧平賀町庁舎並み規模の新本庁舎と各地区の3支所であるべきであり、そのとき、尾上分庁舎は過大であり、整理されていなければならない。

繰り返すが、将来、旧平賀町並み人口になれば整理・廃止すべき尾上分庁舎であるのに、いま新本庁舎に取り込み、将来無駄・不要となってもそれを維持補修しようとする新本庁舎案は誤りである。

正しくは、尾上分庁舎は活用し、行政改革の進展に応じて順次縮小し、無理・無駄なく自然に廃止すべきである。

本庁舎・分庁舎が分離している間の市民及び職員の不便さは現在と同じであるから、今後とも我慢することは可能であります。

また、分庁舎を廃止してまで他者に使用させる必要は、むしろ分庁舎を活用することで生じる余剰財源の一部で、要望以上のものを満たすことができることを申し添えておきます。

(3) 以上から、新本庁舎の規模として、新世代に無駄な二重に重い負担をかけない現本庁舎並み5,000平米程度を提案するものであります。

## 2. 新体育館事業の取り扱いについて。

本件の31億円の事業もまた、前件同様、先の市長選挙で何ら争点・公約になっておらず、事業額が当初計画から倍増した大型事業であれば、それは市民にその信を問うべきであります。

(1) 現在、平川市が保有する体育館は、平賀2,700平米、尾上2か所2,100平米、合計4,800平米であり、その利用者、15歳から64歳人口は現在約2万人弱であるが、将来それが1万人程度に半減するということを市みずからが予測しているのであります。

(2) 将来、体育館を平賀1か所に集約する場合でも、全市の利用者は半減することから、その規模は約2,400平米程度あれば十分であり、むしろ、健康長寿社会に向けて高齢者用体育施設等スポーツニーズの質的変化を考慮すべきであります。新体育館5,600平米・31億円は、将来十分であろう規模の倍以上であります。あまりにも過大、総経費25億円である。

(3) 防災に関する考慮は体育館のみならず、公共施設はもちろん民間施設にも多くなすべきである。本市に多くある温泉施設は避難所として最適であり、ドームは他市に類のない消防団待機の拠点となるものであるとともに、大相撲平川場所同様に国体競技も十分に開催は可能であると思います。現体育館は、災害物資の集配等後方支援拠点に最適であります。つまり、新体育館5,600平米・31億円の中の多くは不要であると思います。

(4) 以上から、新体育館は抜本的検討が必要であり、その時間を要することから、新体育館事業は一時凍結することを提案する。

3. 将来、人口が減少することからこそ生じる無駄を先見予測して得られる余剰財源、最大で40億円、建設費・維持更新費、本庁舎10億円プラス5億円、体育館17億円プラス8億円と試算され、財政運営に知恵を絞り、若者の早期結婚定住促進、これは現行で30万円補助している。これを300万円に拡大して、年少人口の回復、人口の若返りを図り、その子どもらが走り回るまちづくりに勇断投資するべきである。それにより、市内中小業者の経済活性化をも図ることができるものである。

新本庁舎プロポーザルが描く新世代シティーなるものは、いまはよしとする箱物が生み出すものではなく、今後「縮む時代」では、いまあるものをうまく使い、後でよしとする理念に立って、箱物は徹底精査して財源を捻出し、それを若者のために勇断投資することからしか生まれません。そういうことを肝に銘ずべきである。

笑顔あふれる市政の目標は、箱物ではありません。若者であります。こういうことを信じるものであります。

最後に付言すれば、私どものこの提案は、本定例会一般質問でなされた多くの議員の要望を満たすものであると思います。

すなわち、特例債・緊防債の余剰40億円の一般財源分をもってすれば、先の一般質問で長内議員提案の移住定住促進策、原田議員提案のトイレ改修策、十分可能であります。分庁舎移転後の利活用策としてまた、石田議員希望する通級教室、佐藤 保議員希望するみなみの集会所、これらは分庁舎が移転しないことで生ずる財源で、別に立派な使い勝手のよい通級教室、みなみの集会所に整備できるのであります。

以上、本提案が多くの議員の賛同が得られるものと確信しております。なお、反対する議員におかれましては、市民が注目する本会議でありますので、必ずや反対の理由を述べて反対するなら反対するというを切に添えてお願い申し上げ、私からの説明を終わります。御清聴ありがとうございました。

(齋藤英仁議員降壇)

○議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

11番、桑田議員。

○11番

(桑田公憲議員)

いまの議案に対して、私のほうから3点ほどお伺いしたいと思います。

まず1つ目、「新本庁舎の規模は、現本庁舎並みの5,000平米程度とする。」についてであります。決議案では、尾上分庁舎を引き続き活用し、行政改革の進展に応じて順次縮小・廃止することになっております。この場合、建設後20年を経過している尾上分庁舎を維持・修繕しながら何年使用する予定か。そしてまた、それに対してのお金、その試算とかありましたらお伺いします。

次に、「新体育館の事業は一時凍結する。」についてであります。決議案では、体育館の利用者が半減することから、規模は約2,400平米程度あれば十分で、健康長寿社会に向けて高齢者用体育施設を考慮すべきとの提案がされています。一方、自民党が合併特例債の期限再延長の検討に入ったと新聞報道がありましたが、緊防債を財源とするためには平成32年度が限度と聞いております。いつまで建設を凍結し、新たに建設を予定している2,400平米の体育館の財源はすべて一般財源で賄うことを考えているのかお伺いします。また、その間、現在の体育館を利活用した場合、尾上分庁舎以上に老朽化が進んでいる体育館の維持補修費は、大規模改修費について多額の費用がかかるとは思いますが、どのように財源を手当てするのかお伺いします。

最後の3つ目ですけれども、「総経費で最大40億と試算される余剰財源」についてお伺いします。余剰財源と主張される40億円には、交付税措置される起債分も含まれています。つまり、起債を使用した額も含まれているということです。また、尾上分庁舎や体育館は維持補修費や大規模改修が今後かかります。子どもや若者のために投資できる一般財源は40億円には届かない

と思いますが、いかがでしょうか。また、使い道として早期結婚・定住の促進や市内中小企業の活性化を挙げていますが、もう少し具体的に用途の説明をいただきたいと思います。以上で質疑を終わります。

（議長、休憩を要求します。質疑にはかなりの主張が入っていて、市長にいまそれを求めている。それはいかがなものかと思しますので、その部分をちょっと協議してください」と呼ぶ者あり）

○議長

齋藤律子議員、これは提案者に対する質疑でございます。

2人が手を挙げていますので、どちらが答えるのかさっぱりわかりませんけれども。

はい、山口議員。5番、山口議員。

2人が提案者です。

はい、20番、齋藤英仁議員。

○20番

（齋藤英仁議員）

私のほうからは、より明細な答えが出るのは山口議員。山口議員のほうから、るる説明して理解をいただきたいところと思います。山口議員お願いします。

○議長

5番、山口議員。

○5番

（山口金光議員）

まず第1点、尾上分庁舎は将来どうするのかという質問でよろしいですね。

まず、今般の計画の中にないのは、行政改革を将来どうするのかということであります。行政改革につきましては、私どもはこの平賀町並みの人口になる将来、市の庁舎はどの程度、また市の職員はどの程度要るかという観点から、おおむね平賀町役場並みの職員、職場面積プラス3支所、これは総合支所として将来も維持するという市の当局の案ですので、我々もこれを支持し、そうしますとそのときの職員数、面積が5,000平米、本庁舎に限定した場合5,000平米になるというのが第1の理由です。

第2の理由は、総務省が起債を許可する基準職員というものを公表しております。それには、我が市は248名となっております。約250名、それは現在330名から約80名削減するものです。つまり、ちょうど尾上分庁舎にいま入っている職員数に見合うものであります。これは当然の結論です。なぜならば、総務省はそれなりにすべて調べて、近隣の団体も調べ、近隣では270名と市が公表している計画書に明確に載っております。当然そうであれば、将来平賀町並みの人口になるとき、つまり孫・子の時代にはそこまでの規模の職員と面積を追求することになるであろうし、孫・子は声は出しませんが、もし聞けば、いまそのようにしてくれと答えるのではないかという声を聞いて、また予測してこの提案、5,000平米を提案したものであります。

そして、いつまでそれ維持補修がかかるんではないかという説は、先ほどのように、支所を将来も維持するのであれば必ずやるはずで、何も分庁舎があるからないからではないはずで、つまり同じことです。選択肢にはなりません。将来は必ずやるんです。あってもなくてもやるのです。なぜならば、支所は維持されるからです。これが1点目の質問に対する答えです。

○議長

山口議員、声をもう少し下げて、質問をもっと手短かにわかりやすいように

お願いします。どうぞ次、2問、3問に答えてください。

○5番  
(山口金光議員)

わかりやすいように言ったつもりですけど。じゃあ、もうちょっとわかりやすくですか。

○議長

もう少し手短にわかりやすく。はい、どうぞ。

○5番  
(山口金光議員)

体育館の2,400平米は、それで全市ほかのところがなくなったらどうなるんだという質問ですけども、それはほかのものがなくなるという前提で4,800平米を1か所に集約しても、2万人から1万人に利用者が減るので、2,400平米でいいじゃないかというのが1点目です。

2点目、これは先般、常任委員会で報告されましたが、現在年間約25万人とっております、利用者は。これがどのぐらいの利用率なんでしょう。これは計算すれば、いま2万人で350日使ったとすれば年間700万人が使っているような面積です。そこに25万人です。つまり利用率は4%です。そんなに高いものではない。であれば、それは人口が半分になるのであれば、面積もまた半分程度でいいだろうと。むしろ、そこに過大なものを置けば、誰も使いたくない面積を残すことになるかと判断したがゆえであります。

3番目、起債の活用ですか。起債の活用は40億と言うものの、そんなにはできないんじゃないかと。まさにそうです。その中の一般財源は、私の計算では約18億円になります。一般財源として使うのは18億円が可能でしょう。そのときにまだ起債ができる数十億はあるわけですから、これを将来の一般財源でやってるものを先行的に実行すれば、将来やらざるを得ないとして考えていた事業分は先行整備されますので、その分の余剰財源が出るんじゃないか。つまり、これには市役所財政部門の英知を結集しなければできないし、英知が結集できるという前提での40億円であります。この、先ほど先般、石田議員の質問に対しありました、市長が答えられました、断る理由を探すよりも実行する知恵を出せと市長は指導しております。当然、企画財政部長以下、我が精鋭たちはその案を考えるはずで。これが40億円まで可能、最大だと、できるという理由であります。以上です。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

○11番  
(桑田公憲議員)

確かに人口減るといのはわかります。しかし、いま古くなったものを維持していくための財源、それはどうなるのか。それとまた、いま特例債とか緊防債使わないで、それを使わないでいった場合、一般の市民からの税金で賄っていくことになると思えますけれども、その辺について一言お願いします。

○議長

5番、山口議員。簡潔にお願いしますね。

○5番  
(山口金光議員)

簡潔に言います。いま桑田議員が言った、その他やらねばならないというのは、具体的に何を指しているんでしょうか。いま私が言ってるのは、新本庁舎と新体育館をつくるというこの案の中でこのようにやりくりしますということ言ってるわけです。見直ししてこういうものに使うべきだと言ってるわけです。この2事業の中でしゃべっているわけです。そこに、そうでな

い別な事業の金はどうするんでしょうかというのは、この議論ではまったく該当しないと私は思います。

○議長

11番、桑田議員。

○11番

(桑田公憲議員)

ちょっと食い違いがあるようですけれども、私言ったのは、いま合併特例債とか緊防債とか使わないでそういうものを建てていって、最後、尾上分庁舎とか尾上にある2つの施設の体育館とか、それ30年目指して補修していく、そしてまた改善していくということの試算とかそういうのは考えているものなんでしょうか。そこ、例えばそれで40億とかそれが無駄とかそういうのはちょっと、私はちょっと理解できないんですけれども。

○議長

5番、山口議員。

○5番

(山口金光議員)

いまの質問にこう答えたら理解してもらえる。私たちはそれ言ってるつもりです。いまやる中で、40億相当の最初3割負担に相当する部分を含む特例債分が10億出ますと。将来8割の負担を要するであろう5億円の補修費が、義務的にその場合出てきますと。私、かかると言ってるんですよ。かけるんでなくて、かかるんです。いまの市の案ではかかるんです。それを節約というか余剰か見直しをして、その分の財源で若者対策をやるという、私は主張しているし説明しているつもりですけども、そのようには理解できないということですか。

○議長

15番、工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

まず、新本庁舎の規模について申し述べていきます。平川市支所のあり方検討委員会、平川市本庁舎建設委員会、これ議員に庁舎建設委員会もありますけれども、それぞれの各地域からの構成された委員で決定されております。そのことから、こういう決定されたものを白紙にすると、見直すということはどういう考えなのか、ちょっと教えてください。

○議長

提案者の方、どちらでも結構ですのでお答えください。

○5番

(山口金光議員)

5番、山口議員。

いままでここまで進んできたのを、いまこの時点で見直すということをする理由は何かという質問でよろしいですか。

○議長

15番、工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

支所のあり方検討委員会、本庁舎の建設委員会、これ市民の方々代表います。それぞれの地域から選ばれた構成員がいます。ここで決定されたものをどういうふうなことで解釈されるのか。

○議長

5番、山口議員。

○5番

(山口金光議員)

いまの質問ですが、まず市民会議1回目で決まったことであるじゃないかという質問に関しましては、先般9月議会で長内議員が質問し、それから市長と総務部長が謝罪した第1回パブリックコメントを怠慢した事実にあります。この段階で、もし分庁舎活用案なるものがもし市民から出ていたら、あのときから今日までずっと検討対象になったであろうことを、市長と総務部長は謝罪したわけです。それが、私がいま改めてまたここで問題にしている、また根拠にしているものであります。





先ほど私の発言の中に、○○○○○○○○○○○○○○○と言いましたけれども、第55条の3項に「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。」とありましたので、提案者に対する質疑だけとさせていただきます。私の発言を取り消します。

- 議長 「異議なし」と呼ぶ者あり
- 議長 ありませんか。いいですか。
- 議長 「なし」と呼ぶ者あり
- 議長 「これ、議事録に残ると思いますけれども」と呼ぶ者あり
- 議長 11番、桑田議員。
- 11番 先ほど、特別委員会とか何とか私聞いたんですけども、別に特別委員会ではありません。建設委員会です。市庁舎建設委員会ですので、特別委員会は特別はつきませんので、そこはお間違えないようにお願いします。
- 議長 ほかに質疑ありませんか。
- 議長 「なし」と呼ぶ者あり
- 議長 質疑を終わります。
- 議長 これより、討論を行います。
- 議長 まず、原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか、反対者の方。
- 1番 1番、工藤貴弘議員。
- 1番 はい。ただいま齋藤英仁、山口金光両議員より提出されました「新本庁舎の規模」及び「新体育館事業の取扱い」に関する決議案につきまして、反対の立場から討論を行います。
- 1番 主となる反対理由を述べます。
- 1番 1の「本庁舎の規模は、現本庁舎並み5,000平方メートル程度とする。」についてであります。
- 1番 本庁舎建設は、本市にとって長年の懸案事項であり、現在の庁舎が抱える課題解決に向け検討を重ね、平成29年3月に新本庁舎建設基本計画が策定されたところであります。
- 1番 この新本庁舎建設基本計画には、本庁舎方式を採用すること、建設規模は約7,200平方メートルを見込むことが記載されております。
- 1番 本庁舎方式により、分庁舎に移動することなく一度で用事を済ませることができ、併せて、市民生活に密接にかかわる窓口や部署が1階に配置可能となることから、市民の利便性は一層高まるものであります。
- 1番 加えて、建設規模である約7,200平方メートルは他市の市庁建設における事例に基づいたものであり、将来的な人口減少を見据えても、多様な行政サービスに対応するためには必要な面積であると認識しております。
- 1番 本庁舎の建設に当たっては、私たち議員は市から節目節目に説明を受けており、市議会庁舎建設委員会においても議論を重ねてきているところでした。3月定例会においては、新本庁舎の面積を前提とした設計費が計上された平成29年度当初予算も議決されております。
- 1番 今回の決議案は、議論・協議を重ねてきた内容を覆し、これまでの検討を

否定したものとなっており、決議案には反対をするものであります。

次に、2の「新体育館の事業は一時凍結する。」についてであります。

本事業は、市民の健康づくりの推進と当市の防災拠点機能の強化を一体的に実現できるものであります。また、スポーツで元気なまちづくりを目指す本市としては、将来にわたって市民の多様なスポーツニーズにこたえるためにも、新体育館の整備は必要であると考えます。

まず、面積が過大であるとのことですが、新体育館には、さまざまな大会の開催に対応できるようサブアリーナを備えているほか、防災拠点機能として消防団の詰所・情報通信室・備蓄倉庫等を整備するものであります。

面積の増加はそれらに伴うものであり、当市におけるスポーツ活動の充実や防災拠点機能の強化を図るうえで必要なもので、決して過大な面積ではないと認識しています。

また、費用については、財政上有利である国の緊急防災・減災事業債を活用することとなっております。これにより、将来的な維持管理費の経費を含めて、市民の将来負担の軽減につながるものであります。

また、この緊急防災・減災事業債は平成32年度までと期限が限られた制度であり、まさにいま計画どおり実施すべきと強く主張いたします。

次に、3の、「最大40億円と試算される余剰財源の活用」についてであります。

本庁舎と新体育館の建設の見直しにより最大40億円の余剰財源が試算されるという主張は、その根拠が乏しく、また、庁舎等の建設に充当を予定している起債制度の説明がないまま、40億円の財源があたかも生まれるかのような説明は、市民に対して大きな誤解を与えかねません。

平川市では、第2次平川市長期総合プランに基づき、7つの平川らしさ実現に向け、若者の定住対策、子育て支援等、施策を進めることとしております。今後も所要の財源を確保しつつ、その対策が進められていくものと確信しており、財源の検討が十分になされていないまま、まちづくりを進めていくとの決議案とは、私は立場を異にするものであります。

以上、「新本庁舎の規模」及び「新体育館事業の取扱い」に関する決議案に対する反対討論とさせていただきます。

○議長

ほかに反対討論ありませんか。

15番、工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

私は、この本庁舎っていうのが当市の一番の重要課題であって、最優先のものだと思っております。ですから7,200の大きさ、これについては私、何ら問題もなくこれを進めるべきであると。

ただし、条件も若干つきますけどもね。例えば、いままでの質問等も答弁もいただいております。例えば、12日の設計業者の説明も受けました。それらのことを考えたときに、果たしてこれでいいのかと疑問はあります。本当に私らの求めている庁舎の問題点3点については、私は欠落していると。それは十分各議員も理解していると、私はそう認識しています。ですから、設計

業者だけの説明だけでなく我々の議員の意見を入れた、ただ削減、削減、削減する。これは入れてもらいたってまた高くなるとかそういう考え方、私は求めてはないんです。どうせやるんだば必要なんですから。私は前にも言いましたよ。金かかるのはやむを得ないと。そういった条件付きの、私は賛成なんです。

そして、体育館については逆ながら凍結なんです。これはなぜなのか。最優先する庁舎が本当に幾らかかるのか。計算どおりにはいかない大型金額だろうと、総額は。それを見据えて最後にいまの体育館、防災事業債使ったこれを考えるべきだ。この先、例えば5～6年先たっても何とも言えないけども、何らかの事業債はあるものと私は想像します。そして、各地域の防災なども十分に考慮した行政を求めたいと。これは市長の各地域の格差をなくすることが公約にあります。果たしてこのだけで、他の地域がそれでいいのか。そういうことも考えるとやっぱり凍結すべきであるし。

それで、これは関係ないかもしれないけども、今日の新聞に合併特例債期限、再、5年という、これも出ました。現実にならった場合、さらに検討する必要もあるだろう。この件については私、過去にも質問していただきました。それも考慮してくれなかった。これが行政の失態だと私はそう思って、庁舎については賛成です。体育館は凍結。以上でございます。

○議長

ほかに反対討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

いいんですか。

(「議長、討論は賛成・反対かわるがわるにだれだれとやってください」と呼ぶ者あり)

○議長

いま反対、討論は最初反対討論があつて、その後賛成討論というあれです。反対討論ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

それでは賛成討論を行います。賛成討論の方ありませんか。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長

あなたは提案者だからね。

討論を終わります。

(「賛成討論ではなくて、先ほど工藤貴弘議員から出た、我々の提案に対する……」と呼ぶ者あり)

○議長

いや、それは求めておりません。着席してください。いいです。

賛成討論がないようですので、討論を終わります。

議員提出議案第1号「新本庁舎の規模」及び「新体育館事業の取扱い」に関する決議(案)の提出について採決いたします。

この採決は、起立により採決いたします。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○議長

ただいまの採決方法について、投票による表決との意見が出ました。

投票表決は、会議規則第71条の規定により、議長を除く出席議員の5分の

- 1 以上である 4 人以上の賛成が必要となります。  
お諮りいたします。  
投票による表決に賛成の方は起立願います。  
(賛成者起立)
- 議長 4 人以上です。  
よって、表決の方法は投票と決定いたしました。  
(「休憩」と呼ぶ者あり)  
(「続行」と呼ぶ者あり)
- 議長 続行したいと思えますけども。  
次に、投票表決の方法ですが、記名と無記名のどちらにしたほうがよいか御意見ありませんか。  
(「無記名」と呼ぶ者あり)  
(「記名」と呼ぶ者あり)
- 議長 両方の意見がありますので、会議規則第71条第2項の規定により、どちらの方法を取るかを無記名で投票いたします。つまり、無記名投票とするか記名投票とするか、投票いたします。  
(「暫時休憩」と呼ぶ者あり)  
(「続行」と呼ぶ者あり)
- 議長 12時10分まで休憩とします。
- 午後12時01分 休憩**  
**午後12時10分 再開**
- 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
これより、表決方法について採決いたします。  
記名投票による表決との要求について採決します。  
なお、この表決は、無記名投票をもって行います。  
議場を閉鎖いたします。  
(議場閉鎖)
- 議長 つまり、記名投票に対する賛成か反対でお願いいたします。記名投票に対する賛成か反対、いま1回投票を行います。その次に、記名投票になるか無記名投票になるかわかりませんが、どちらかの方法でもう1回、議案に対する賛成か反対を行いますので。いまは、記名に賛成か反対です。記名投票に賛成か反対ですので、よろしく願いいたします。  
ただいまの出席議員数は……。  
(「マル・バツ言っている人がいる。文字でしょう」と呼ぶ者あり)
- 議長 いま説明いたします。  
ただいまの出席議員数は、議長を除き19人であります。  
投票用紙を配付願います。  
(投票用紙配付)



○議長

(立会人登壇、開票、立会人降壇)

発表いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

うち有効投票数18票、無効投票数1票。

有効投票数中の記名に対する賛成が6票、反対が12票。

以上のとおり、反対が多数でありますので、記名投票は否決され、よって無記名投票に決まりました。

直ちに無記名投票の準備をいたします。

これより、議員提出議案第1号について無記名投票により採決いたします。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長

ただいまの出席議員数は、議長を除き19人であります。

投票用紙を配付願います。

(投票用紙配付)

○議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。願います。

(投票箱点検)

○議長

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は無記名投票であります。本議案に、議員提出議案第1号につきまして、賛成の方は賛成、反対の方は反対と記入のうえ、先ほどのように点呼いたしますので投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、反対とみなします。

それでは始めさせていただきます。

事務局長、点呼をお願いいたします。

○事務局長  
(相馬昌幸)

点呼させていただきます。

(議長を除き議席順に議席番号・議員名点呼、投票)

○議長

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解いてください。

(議場開鎖)

○議長

これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定に準じて、立会人に10番、原田 淳議員、11番、桑田公憲議員、18番、田中友彦議員を指名いたします。

立会人の立ち会いをお願いいたします。前のほうへどうぞ。

○議長

(立会人登壇、開票、立会人降壇)

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

うち有効投票数18票、無効投票数1票。

有効投票数中、賛成票は4票、反対票が14票。

以上のとおり、反対が多数であります。

よって、本案は、議員提出議案第1号は否決となりました。

日程第5、閉会中における議会運営委員会、各常任委員会及び議会広報特別委員会の継続調査についてを議題とします。

始めに、議会運営委員会委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申し出がありました。

また、各常任委員会委員長より、各委員会の所管事務調査についてを、また、議会広報特別委員会委員長より、市議会だよりの編集発行に関する事項についてを、閉会中における継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長及び議会広報特別委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定いたしました。

なお、常任委員会においては、調査期日、調査内容、その他細部について、各常任委員会で協議のうえ実施していただきたいと思いをします。

以上で、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、平成29年第4回平川市議会定例会を閉会いたします。

午後12時31分 閉議及び閉会